

# 入札公告

令和6年4月4日

契約担当官  
岩国防衛事務所長 島元 和範

次のとおり一般競争入札に付します。

- 1 入札日時 令和6年4月24日（水）10時30分
- 2 入札場所 山口県岩国市中津町2丁目15番7号  
岩国防衛事務所 会議室
- 3 入札に付する事項
  - (1) 件名：駐留軍等労働者に対する定期健康診断等及び成人病予防健康診断の役務（岩国地区）
  - (2) 履行内容：駐留軍等労働者に対する定期健康診断等及び成人病予防健康診断
  - (3) 履行場所：仕様書に定めるとおり
  - (4) 履行期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
- 4 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
  - (4) 契約担当官等から指名停止又は一般競争参加資格の停止を受けている期間中に該当しない者。
  - (5) 暴力団関係業者の排除  
ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。  
イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
  - (6) 個人情報適正に管理できることを証明できる者であること。
- 5 競争参加資格の確認等  
一般競争参加資格確認申請及び競争参加資格確認資料（以下、「申請書等」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法。
  - (1) 提出期間 令和6年4月4日（木）から令和6年4月18日（木）まで  
（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで、ただし、正午から午後1時の間を除く。
  - (2) 提出場所 〒740-0012 山口県岩国市中津町2丁目15番7号  
岩国防衛事務所 労務担当  
電話 0827-21-6195
  - (3) 提出方法 持参又は郵送（郵便書留に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

## 6 入札方法

- (1) 入札に当たっては、単価に予定数量を乗じた総価を記載するとともに、内訳書を添付すること。また、契約は当該単価による単価契約とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札内訳書に記載された単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する単価に予定数量を乗じた総価を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金及び契約保証金 免除

## 8 入札の無効

4の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は、無効とする。

## 9 契約書作成の要否 要

### 10 適用する契約条項 契約書

個人情報保護に関する特約  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項  
債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

### 11 その他

- (1) 参加資格の確認  
入札説明書等を受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。
- (2) 端数処理  
入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 入札説明書等の配付期間  
令和6年4月4日（木）から令和6年4月18日（木）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。
- (5) 入札説明書等の配付、申請書等の提出及び問い合わせ先  
上記5（2）に同じ  
入札説明書の郵送を希望する場合は資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、連絡先を記載した書面、返信用封筒（住所記載、切手貼付）を上記の住所宛に郵送するものとする。